

スクールソーシャルワーカーの導入に伴う今度の課題 —曖昧な資格要件と業務の矮小化—

川勾亜紀奈

函館大学商学部商学科

キーワード

スクールソーシャルワーク, スクールソーシャルワーカー, 学校福祉事業, 教育支援

はじめに

小中学校をはじめとする学校教育現場では、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待といった児童生徒の問題行動¹⁾等が増加傾向にあり、問題視されている。文部科学省（以下、「文科省」とする）は、こういった児童生徒の問題行動等への対応として、2008年度より「スクールソーシャルワーカー活用事業」を実施することを決定した。

我が国では、1950年代から1960年代より岡村重夫や寺田喜一らが、欧米のスクールソーシャルワーク（以下、「SSW」とする）を「学校福祉事業」「学校社会事業」等として導入しようという動きがあった。また近年においても、大阪府の「スクールソーシャルワーカー派遣事業」など一部の地域でスクールソーシャルワーカー（以下、「SSWr」とする）による活動が行われている。しかしながら、欧米諸国に比べると我が国におけるSSWの歴史は浅く、社会的認知度も低い状況である。また、本事業開始以前よりSSWrとして活動していた者もごくわずかであり、人材の確保という点でも、厳しい状況にある。さらに、本事業の導入に至った経緯との関連もあり、文科省による本事業の説明においては、SSWの支援の対象として「問題行動等のある児童生徒」が強調されている印象を受ける。

本稿は、こういった状況を踏まえた上で、岡村の説いた「学校福祉事業」を参考にし、SSWr活用事業およびその今後の課題について検討を行うものである。

1. SSWr活用事業の概要¹⁾

本事業（資料）は、増加する児童生徒の問題行動等の状況や背景には、児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っているとし、その置かれた環境に

働きかける人材、学校と関係機関等との連携を強化しコーディネートする存在としてSSWrを導入するものである。この事業におけるSSWrは「教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者」とされており、その職務内容は、①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、③学校内におけるチーム体制の構築、支援、④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供、⑤教職員等への研修活動等があげられている。本事業は調査研究事業であることから、SSWrの人材やその職務、配置形態については具体的には示されていない。また指定地域は全国144地域であるが、実際のSSWrの採用については各教育委員会に委ねられている状況である。

2. 岡村重夫「学校福祉事業」

岡村は「学校と社会福祉との交渉関連」を3つの類型に分け、そのうちの一つである「教育制度のなかにとり入れられた社会福祉援助」を「学校福祉事業」²⁾と位置づけた²⁾。その上で、日本における学校福祉事業として、高知県での長欠児童対策としての訪問教師制度など日本各地で実施されている「長欠・不就学児童・生徒対策を中心とした学校福祉事業」³⁾を取り上げている。こうした学校福祉事業について岡村は、「各地おもいおもいの試みであって、そこに一貫した理論体系も、また実践の統一した指針も、全国的には、みることができない」⁴⁾ことを指摘し、財団法人長欠児童生徒援護会（黄十字会）の資料からの引用をもとに、統一的な理念と方法を明らかにする必要があることを強調している。ここで岡村が引用した文章では、学校福祉の仕事に専門的な知識や技術が必要であることについても述べられている⁵⁾。

岡村は、学校福祉事業の一例として、上述のような長欠・不就学児童・生徒を対象としたものを取り上げてはいるものの、必ずしも彼らのみを対象としたものであるとは述べていない。「教育制度の中に取り入れられる福祉的サービス」を、「すべての児童生徒にひ

<連絡先>

〒042-0955 北海道函館市高丘町 51-1

函館大学 商学部 商学科

福祉ビジネス専攻塾

E-mail : akina@hakodate-u.ac.jp

資料 スクールソーシャルワーカー活用事業（2003，文献1より）

平成20年度予算額 1,538百万円（新規）

1. 趣旨

いじめ，不登校，暴力行為，児童虐待など，児童生徒の問題行動等については，極めて憂慮すべき状況にあり，教育上の大きな課題である。こうした児童生徒の問題行動等の状況や背景には，児童生徒の心の問題とともに，家庭，友人関係，地域，学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っているものと考えられる。したがって，児童生徒が置かれている様々な環境に着目して働き掛けることができる人材や，学校内あるいは学校の枠を越えて，関係機関等との連携をより一層強化し，問題を抱える児童生徒の課題解決を図るためのコーディネーター的な存在が，教育現場において求められているところである。

このため，教育分野に関する知識に加えて，社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し，問題を抱えた児童生徒に対し，当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり，関係機関等とのネットワークを活用したりするなど，多様な支援方法を用いて，課題解決への対応を図っていくこととする。

なお，スクールソーシャルワーカーの資質や経験に違いが見られること，児童生徒が置かれている環境が複雑で多岐にわたることなどから，必要に応じて，スクールソーシャルワーカーに対し適切な援助ができるスーパーバイザーを配置する。

2. 事業内容

(1) 指定地域数 141地域

(2) スクールソーシャルワーカーの職務内容等

教育と福祉の両面に関して，専門的な知識・技術を有するとともに，過去に教育や福祉の分野において，活動経験の実績等がある者。

- ① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ② 関係機関等とのネットワークの構築，連携・調整
- ③ 学校内におけるチーム体制の構築，支援
- ④ 保護者，教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤ 教職員等への研修活動 等

(3) 運営協議会の設置

指定団体は，地域の実情に応じた調査研究を効果的に実施するため，指定地域内において，教育委員会，学校，関係機関等を含む運営協議会を設置する。

としく開放せられた一般的なサービス（general service）」と「児童・生徒ならびに両親の個別的条件に応じて提供せられる特殊サービス（special service）」とに区別した上で⁶⁾，特殊サービスの一つとして長欠・不就学児童を対象とした事業を取り上げているにすぎない。職務内容等については包括的な視点から述べられている。

また，岡村はSSWrに相当するものを「福祉教諭」と表現しているが，学校福祉事業の特長を「同一の学校という場にありながら，それぞれ異なる専門的知識・技能と機能とをもつ，一般教員と福祉教諭とが共同して，児童・生徒および両親を援助して，学習活動の効率を最大限に利用させる」⁷⁾点にあると述べている。それに加えて「児童・生徒に対する援助に先だつて，児童・生徒自身が，学校福祉事業による援助の目

的，すなわち福祉教諭の仕事を正しく理解していることが，きわめて重要である」⁸⁾ことを指摘している。

3. SSWr活用事業の課題

(1) 曖昧な資格要件

本事業では，SSWrを「教育と福祉の両面に関して，専門的な知識・技術を有するとともに，過去に教育や福祉の分野において，活動経験の実績等がある者」とし，明確な資格要件は定められていない。すなわち，専門的な知識・技術を有していると判断できるだけの目安が何ら示されていないのである。その結果，元警察官や，学校と長年付き合いのある近隣の住人が任用されている例もあると聞く⁹⁾。また文科省では，SSWrとして社会福祉士や精神保健福祉士といった社会福祉専門職を任用することを想定しつつも，

「社会福祉は高齢者や障害者への支援を中心としており、社会福祉の専門性だけでは対応しきれない面がある」⁹⁾との理由から、臨床心理士や元教員などの任用も視野に入れており、実際にこういった者たちが任用されている地域もある¹⁰⁾。SSWrが「ソーシャルワーカー」という名称を用い、事業の趣旨にあげられているような役割を果たすことが望まれているのならば、少なくとも社会福祉の専門的知識・技術は必須条件となるのではないだろうか。しかし、このように事実上誰でもSSWrとなり得るような状況では、果たして適切なSSW活動が展開されるかどうかは疑問であり、地域によってバラつきが生じることも予想される。これは、先述の岡村が指摘した状況そのものであり、統一の理念や方法を確立することは、以前から強調されていることであるにも関わらず、本事業が研究調査事業であり、多くの事例を収集したい¹⁰⁾ということを理由に、統一された方向性は示されず、各地域で思い思いの実践が行われているのである。

また、そもそも本事業で望まれているのは、「児童生徒が置かれた環境に働きかける存在」であり、「関係機関等との連携におけるコーディネーター的な存在」である。こういった存在が現在の学校現場に不足している、すなわち教員では対応しきれない面があるからこそSSWr導入であり、「教員免許を有している」「教育現場での活動経験がある」というだけで元教員をSSWrとして任用することは、本来の目的にそぐわないのではないだろうか。当然これは、教育に関する知識のない社会福祉専門職に対しても同じことをいうことができるが、環境に働きかけることは、ソーシャルワーカー、すなわち社会福祉専門職の特徴的な技術の一つであり、関係機関等との連携をコーディネートすることもその一つである。さらに、岡村が学校福祉事業の特長としてあげているように、教員とSSWrの異なる専門的知識・技術が融合し、連携を図りながら支援を行うことこそSSWr活用事業の利点であり、求められているものでもある。教員とSSWrの境界、スクールカウンセラー（以下、「SCr」とする）とSSWrの境界を曖昧にしないためにも、SSWrの資格要件は明確にされるべきである。

岡村が福祉教諭と一般教諭の相違の理解を促すことをなぜ指摘したのか。それは、理解を促すことが「信頼関係の確立にとって重要な意味を持つ」¹¹⁾からである。またそれは、支援の対象である児童生徒等が混乱しないようにするための配慮でもあることが伺える。学校現場に混乱が生じることは、文科省でも懸念していることである。また、SCrとSSWrの相違についても、どちらも相談を受ける立場であり、児童生徒等にとってはその違いがわかりづらく、混乱を招く一因であると考えられる。この点については、調査研究であったとしても、適切な援助展開をするために明確に

しなければならない点であると考えられる。

今後SSWrによる活動を充実したものにしていくなめには、SSWrの資格要件を明確にしたうえで、SSWrとして求められる知識や技術を身につけたSSWrを養成していくことが必要である。

(2) 業務の矮小化

本事業は、増加する児童生徒の問題行動等の課題解決を図るために導入されたこともあり、事業の説明においても¹⁰⁾、いじめや不登校といったものが強調されている印象を受ける。しかし、文科省でもSSWrの社会的認知度の拡大を今後の課題としてあげているように、現在の社会的認知度は決して高いとはいえない。そのような状況で、SSWrの支援の対象としていじめや不登校等のみを例にあげていては、SSW・SSWrとは、児童生徒の問題行動等を支援の対象とするものであるとの認識が広まってしまふ恐れがある。しかし、本来のSSW・SSWr、少なくとも岡村が学校福祉事業として欧米のSSWを紹介した際には、このような対象の限定はされていなかった。大崎は、日本におけるSSWのはじまりとされる山下の実践活動等に触れ、「山下の実践活動から紹介された、あるいは山下の実践活動に追従する実践者たちの『スクールソーシャルワーク』においては、本来の『school social work』の機能や対象そのものが、かなり限定的に取り上げられており、その適用領域においても不登校や非行などの領域にのみ適用され矮小化してとらえられている」¹²⁾と指摘している。

現在の学校現場において、SSWrによる支援を必要としているのは、問題行動等のある児童生徒だけとは考えにくい。たとえば、筆者が以前行った小児がん患児の教育支援に関する調査¹³⁾では、病院・院内学級・学校などの関係機関等の連携システムの構築、連携におけるコーディネーターの存在が望まれていた。調査を実施した段階では、SSWrは一般的ではなく、病院側の窓口として医療ソーシャルワーカー（以下、「MSW」とする）がコーディネーターの役割を担うことを提案したが、今後は、学校側の窓口としてSSWrがMSWと協同して連携をコーディネートしていくことも可能となるのではないだろうか。これは一例にすぎないが、SSWrが活躍できる場面は多々あると考えられる。しかし、SSWrの業務を矮小化し、偏りのあるイメージが広まってしまうと、小児がん患児など他にも支援を必要としている児童生徒等がSSWrの支援に結びつかない恐れがある。

事業開始の段階からあたかも対象を限定しているような印象を与えてしまうのは問題である。SSWを幅広い視点で捉え、実践に結び付けていく必要がある。

おわりに

今年度の事業の実施を通して、今後さまざまな議論

が交わされ、新たな理念や方法論等が構築されていくと思われる。そのなかで、SSWを幅広い視点で捉え、支援を必要としているあらゆる児童生徒に対応できるように、SSWrに求められる知識や技術を整理検討し、SSW・SSWrをしっかりと根付かせていく必要がある。

今回は、SSWrの資格要件と業務内容についてのみ触れたが、SCrとの棲み分け・役割の相違等についても検討したい。また、教員や児童生徒、学校の関連機関の職員などへの調査を通して、真に求められるSSW・SSWrとはどんなものか、検討していくことを今後の課題としたい。

註

- (1) 文科省の資料や報道等において、いじめや不登校等といった児童生徒の行動が「問題行動」と表現されているため、便宜上、本稿でも「問題行動」という言葉を使用した。しかし、この表現には、認知症の「周辺症状」が以前は「問題行動」と表現されていたことと同様の問題があるのではないだろうか。つまり、いじめ等の行動を「問題」と捉えるのは、そういった行動をとる児童生徒を取り巻く家族や学校関係者であり、児童生徒たち本人にとっては、何らかの意味のある行動である。よって、「問題行動」という表現は、適切な表現とはいえないと思われる。
- (2) SSWは「学校社会事業」と訳される場合もあるが、日本においての「社会事業」という用語は、伝統的な「救貧事業」「感化救済事業」を連想されるとの理由から、岡村はSSWを「学校福祉事業」と訳している¹⁴⁾。
- (3) 2008年度全国社会福祉教育セミナー第9分科会『『スクール（学校）ソーシャルワーク課程（仮称）』の設置に向けて—教育領域におけるソーシャルワーカーの任用推進をめざして—』における口頭報告より。

文献

- 1) 岡本康弘. 文部科学省のスクールソーシャルワーカー活用事業について. 「学会ブックレット NO.1 スクールソーシャルワーカーの時代到来—その役割と活動—」, 初版, 日本学校ソーシャルワーク学会事務局, 福島, 2008年, p 14.
- 2) 岡村重夫. 教育と社会福祉. 「社会福祉学(各論)」, 初版, 柴田書店, 東京, 1963年, pp 141-151.
- 3) 前掲書2) p 154.
- 4) 前掲書2) p 154.
- 5) 前掲書2) p 154.

- 6) 前掲書2) p 148-149.
- 7) 前掲書2) p 159.
- 8) 前掲書2) p 166.
- 9) 前掲書1) p 9.
- 10) 前掲書1) p 3-13.
- 11) 前掲書2) p 167.
- 12) 大崎広行. スクールカウンセリングの限界を超えて—日本における学校ソーシャルワーク実践の展望. 宮城学院女子大学発達科学研究 2005; 5: 54.
- 13) 川勾亜紀奈. 小児がん患児の教育支援におけるソーシャルワーカーの役割. 北海道医療大学看護福祉学部学会誌 2008; 4 (1): 59-65.
- 14) 前掲書2) p 151.

受付: 2008年11月30日

受理: 2009年2月13日